

# 令和7年12月越前町議会定例会

(第2号)

令和7年12月4日

## 目 次

第2号（12月4日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○議事日程	2
○開 議	3
○一般質問	3
川 口 宜 亮 君	3
木 村 繁 君	7
笠 原 秀 樹 君	10
○散 会	20

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	中野 斗夢	○		
2	齋藤 諒太	○		
3	寺坂 大地		○	
4	川口 宜亮	○		
5	高松 恒雄	○		
6	駒野 孝一郎	○		
7	小松 高宏	○		
8	吉田 憲行	○		
9	藤野 菊信	○		
10	米沢 康彦	○		
11	佐々木 一郎	○		
12	伊部 良美	○		
13	笠原 秀樹	○		
14	木村 繁	○		

会議録署名議員の氏名

12番議員	伊部 良美	13番議員	笠原 秀樹
-------	-------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤 健治	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	青山 晴彦		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高田 浩樹	副 町 長	水島 博之
教 育 長	大川 伸介	総務理事	山口 隆司
民生理事	荒井 基志	産業理事	高木 剛彦
建設理事	原 雅哉	会計管理者	谷口 浩之
教育委員会事務局長	佐々木 直人		

令和7年12月越前町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和7年12月4日（木）

日程第 1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（藤野菊信君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。なお、寺坂大地君から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤野菊信君） 日程第1 一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

4番、川口宜亮君。

4番（川口宜亮君） 登壇

○4番（川口宜亮君） これまでも議員の諸先輩方が質問されてきたテーマではございますが、越前町の獣害対策についてお伺いします。

今年の秋も県内ではクマの目撃情報が相次ぎ、また、北海道や東北地方では、クマに襲われ命を落とす悲惨な人的被害が相次いで発生しています。こうした現状の中、今年の越前町におけるクマの出没状況、人的被害の状況を例年と比較してお教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、川口議員のご質問にお答えいたします。

越前町における11月末現在のクマ目撃情報は37件で、昨年の同時期の56件よりは少ない状況で、山間部で道路を横断しているところを目撃した情報が多く、幸いにも人的被害は出ておりません。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 福井県自然環境課では、福井クマ情報として、クマの出没状況やその位置、件数などをホームページで公開しています。越前町においても、防災行政無線などで目撃情報を速やかに発信されており、その情報も県のホームページ上でカウントされています。そうした取組がなされているというのも、クマの出没で人間と鉢合わせになった場合、いかに生命の危険に直結するものであるかを物語っており、被害に遭わない対策も求められています。

これらの取組のほか、越前町におけるクマへの対策としてどういう取組をされているか、そして、町民に対し、特に留意していただくことや今後の取組予定までを踏まえて、町長のご所見をお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、川口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、現在行っているクマ対策といたしましては、クマ目撃の連絡があった場合は、最初に警察に第一報を入れ、猟友会と町職員で現場に赴き、痕跡の確認を行います。

また、小・中学校の担当である教育部局と随時目撃情報を共有しながら、防災行政無線や区長宛てメール及び越前町LINEにて速やかに注意喚起を行っています。

次に、人里にクマを近づけないための対策として、生ごみや食べ残しごみなどの

誘因物の適正な管理を周知しているほか、柿などの果樹は早めに収穫を行い、不要な果樹は伐採するようお願いしております。

また、クマと遭遇しないための対策では、山に入るときには単独行動は避け、可能な限り数人で行動し、クマ鈴やラジオなど音の出るものを身につけて、クマに人の存在を知らせることで遭遇リスクを軽減するよう注意喚起を行っています。

今後の取組といたしましては、本年9月1日の改正鳥獣保護管理法が施行され、市街地、人の生活圏にクマが出没し、人身被害のおそれが高いと判断した場合は、市町村長の判断で猟銃による緊急銃猟が可能となったため、対応マニュアルを策定し、警察、猟友会、町職員などが連携し、人命最優先の観点から、クマ出没時に迅速かつ円滑、そして、安全に対応できるよう体制づくりや連絡網を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） これまでは、クマによる獣害と対策について進めてまいりましたが、町内では、他の野生生物を目にする機会が本当に多くなりました。イノシシ、ハクビシン、アライグマは以前から里での目撃や被害がありました。近年ではニホンジカが目撃や被害が多くなっていると実感しております。

町としても、令和5年に策定した越前町鳥獣被害防止計画に基づき有害獣の捕獲を行っていると思いますが、これまでの決算説明資料によると、イノシシが令和6年度で365頭を捕獲し、前年度から29頭の増であるのに対し、ニホンジカは令和6年度で778頭を捕獲し、前年度から364頭の増となっています。もちろん、取組を強化されたといった理由による単純比較はできませんが、それでも、この町内でこれだけのニホンジカやイノシシが捕獲されているということに驚愕すると同時に、捕獲に携わる猟師の方に改めて敬意を表するものであります。

さて、これだけの有害獣が捕獲されたということは、それだけの被害が発生しているということも容易に想像できます。特にイノシシやハクビシンは田畑を荒らす獣であります。越前町として農作物への被害額を把握されておられるのであれば、お教えください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

町で把握しています農作物への被害実績としまして、令和5年度が面積8ヘクタールで、被害額は770万円、令和6年度では面積11ヘクタールで、被害額は970万円と、近年においては丹南地区全域でのシカの増加に伴い、被害面積、被害額ともに増加傾向にあります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 被害額も大きく、農家にとっては非常に切実な問題となっていることがうかがえます。

また、ニホンジカによる山林の樹木への被害、家庭菜園、そして、私自身も2度ほど経験がありますが、車両との衝突事故など、有害獣が起因する被害は集計し切れないところがあるのも事実です。そうした被害に対して、町としてどのように対策をしているのか、ハード、ソフトの両面から分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

イノシシやシカなどの有害鳥獣対策は、ハード面の物理的な防御対策で、電気柵や防護柵等を設置することで侵入を防ぐことと、捕獲対策で、くくりわなや箱わなで確保することで個体数を管理して農作物を守り、ソフト面としては、捕獲従事者の確保・育成として、狩猟免許取得や更新費用の一部を支援、捕獲技術の強化と安全性の確保を目的に、適切な捕獲方法に関する知識や技術を習得するための研修会を開催しています。

また、集落ぐるみでの取組が重要である電気柵等の継続的な点検と維持管理や、イノシシやシカを人里に近寄らせない餌資源の排除や山際の草刈りなどで隠れ場所をなくすといった環境づくりを推進しています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 対策としては、やはり地道に捕獲していくことが重要であると思いますが、その捕獲謝礼や対策用の資機材購入の補助など、県からの補助金などを活用し、予算を執行されていると思います。

ここで、令和4年度から令和6年度までの各年度における有害鳥獣対策事業に要した決算額についてお教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策事業費の決算額ですが、令和4年度が2,657万5,000円、令和5年度が2,697万2,000円で、令和6年度は4,137万8,000円と、前年比で約1.5倍となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 捕獲したニホンジカやイノシシ、ハクビシンなどの処分に係る費用として、捕獲謝礼として予算が執行されています。そうした謝礼には、駆除手数料としての意味合いも含まれていると思いますが、それぞれの動物はどのように処分されているのか、法令等により厳しい制限があるかについて伺います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

野生鳥獣は、鳥獣保護管理法により保護されているため、原則として許可なく捕獲や処分することは禁止されています。

最初に、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンの処分方法は、越前町猟友会の捕獲隊員が捕獲後、各集落で提供していただいた場所に埋設処分しています。ほかの動物では、アライグマは特定外来生物に指定されており、捕殺が義務づけられているため、役場で殺処分を行い、焼却処分を委託しています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 非常に増えてきているニホンジカが埋設されていることを伺いましたが、埋設処分されることによる問題点や、近隣の住民からの苦情などについてはこれまでなかったのでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

埋設場所については、各集落から同意を得て提供いただいたところであるため、住民からの苦情等はありませんが、捕獲頭数の増加により埋設する場所がなくなってきている問題があります。

この問題の解決策としまして、令和6年9月定例会の吉田議員の一般質問で答弁いたしましたコルゲート管を土に垂直に埋設し、捕獲したシカやイノシシを投入後に分解を促す「ぼかし剤」を散布し、減容化と臭気の低減を図る方法を今年度より実施に向けて地元と調整し進めています。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 捕獲して終わりではなく、適正に処分されており、そして、地域の理解があった上で有害鳥獣対策が進められていることが分かりました。

そして、ご回答にもあったとおり、今年度からコルゲート管を土に垂直に埋め込み、そこにシカを入れて効率よく土に返すという減容化の取組が始められています。しかし、この方法はよそでも取組があり、聞いたところによると、管を埋める場所によっては管内に水が流入したりすることで、土壌に戻るまでに時間を要するケースなど、計画どおりに進んでいない場合もあるそうです。

また、嶺南の六市町では、有害鳥獣の処理及び利活用が共通する課題であるとして、嶺南連帯事業推進協議会を設置し、有害鳥獣処理施設及び食肉処理加工施設「若狭ジビエ工房」を運営しています。

このように、単なる処分ではなく、有効活用する取組を町単独、または丹南市町や嶺北市町での広域による取組を検討されているか、町長としてのお考えをお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今年度から実施予定のコルゲート管を埋設し減容化する取組ですが、議員ご指摘のとおり、他市町が実施した箇所地下水の流入があり、計画どおりに減容化しない事例があることは承知しており、当町においては、予定箇所を先に試験的に掘り、地下水等の状況を確認しながらコルゲート管を設置する予定です。

また、近隣市町での広域的な有害鳥獣の処理及び有効活用をする取組についてですが、依然、丹南地区2市3町で構成される丹南地域有害鳥獣対策協議会で、有害鳥獣処理施設建設の検討を行ったことがございます。その際、建設費用が多額になることや、設置場所の調整が困難であったこと、また、捕獲した個体の運搬方法の課題などがあるため、広域での一括した施設ではなく、各市町がそれぞれで微生物を活用したコルゲート管の設備を導入する方針となった経緯がございます。

そのようなことから、まずは、現在進めていますコルゲート管の設備を着実に実施して、その成果を検証していきます。しかしながら、今後、捕獲頭数のさらなる増加などにより、減容化施設では対応が困難となる事態も想定されることなどから、有効活用も視野に入れた広域処理施設を改めて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 川口宜亮君。

○4番（川口宜亮君） 令和6年度は、約1,000頭が埋設処分されており、集落によ

っては埋設場所の確保に困っているとの声を聞いております。町長、今ほどの答弁にあった広域処理施設、真剣にご検討ください。

この獣害対策の質問をするに当たって、私なりにいろいろ調べてみました。ある専門化によると、昔は人が住む人里、まきを取ったりして人の手で管理がされていた里山、そして、その奥の奥山に野生動物がいたらしいです。それが、近年の人口減少、里山を管理する人たちの高齢化によって里山の管理ができなくなり、雑木林が増えて、人と野生動物との境界線が近くなってきているとのことでした。

野生動物は、臆病で人を怖がりますが、身を隠す雑木林などが増えたため、食べ物を求めて人里に下りてきます。先ほどの産業理事の答弁にもありましたが、餌資源の排除や山際の草刈りなどで隠れ場所をなくすといった環境づくり、ここは私たち人間の住む場所だから、悪いけれどもここからこっちは入ってこないでねという人と野生動物との境界線、環境づくりで鳥獣被害を減らすことができるんじゃないかなと私は思います。

今後の越前町の鳥獣被害が少しでも減ることを祈りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、川口宜亮君の一般質問を終わります。

次に、14番、木村 繁君。

14番（木村 繁君）登壇

○14番（木村 繁君） 本年の流行語大賞に、高市総理の、働いて掛ける5が選ばれ、また、選考委員特別賞に、ミスタープロ野球。その方のお別れの会が先月21日、東京ドームで行われました。その日は、くしくも長嶋監督がドラフト会議で松井秀喜さんをくじで引き当てた運命の日でした。その惜辞を盟友の王貞治ソフトバンク球団会長が、長嶋さんは永久ですと挨拶をされたそうです。私も全く同感であります。そのことが、来年からの長嶋茂雄賞の創設につながったと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をいたします。

初めに、中学校におけるチーム担任制についてお聞きをします。

県内中学校では、本年度から朝日中学校を含めた6つの学校でチーム担任制を導入したそうです。年齢も性別も異なる教員5人による2チームが、1、2学年それぞれ3クラスの学級担任をローテーションするような仕組みです。

子どもたちの主体性を育むことを重点目的の一つに置き、担任の指導方法や力量で子どもたちの学びを先導する教育ではなく、複数の担任と関わることで子どもたちが視野を広げて多様な考え方をもち、行動や表現する力をつけてほしいなど、子どもの思考を促す教育を目指すそうです。

利点としましては、これまで教科を担当してこなかったクラスの生徒のことも把握できるようになったなど、1人だけの担任では見落としていた生徒の変化にも気づきやすく、きめ細かい指導につながっているそうです。

一方、懸念される点については、複数で大勢の子どもたちのことを理解してくれるのか不安、保護者が相談相手になる先生に偏りがあるのではなどの声もあったそうです。県教育委員会では、教員の自信を育み、それが結果的に子どもそれぞれに応じた指導につながる成果に期待をしているそうです。

そこで、チーム担任制による生徒、教員、保護者の立場での評価はどのようなことが考えられるか、また、今後、町としての方策、方向性の構築について教育長の所見を伺います。

次に、先ほどの川口議員ともかぶるかもしれませんが、学校におけるクマ対策についてお聞きをします。

ご存じのとおり、本年9月にクマの緊急銃猟改正により、10月、県内では初めて勝山市で緊急銃猟が実施をされました。国のほうでは、クマ対策関係省庁連絡会議を閣僚会議に格上げをし、警察庁、農林水産省、国土交通省、環境省、林野庁の5省庁から、新たに文部科学省、防衛相、総務省の3省を追加をしました。文部科学省では、クマに対応した学校内の安全管理や登下校の留意点をまとめ、近く、全国の教育委員会に通知する予定とお聞きをしております。

そこで、町内小・中学校におけるクマに対する安全管理、対応のスピード、実効性について、教育長の所見を伺います。

最後に、町で使用する封筒についてお聞きをします。

今年の我々議員視察研修で、徳島市、高松市を訪問しました。高松市で研修を受けた際、資料を入れるA4版封筒の裏側に、高松市内の企業、福祉団体などの広告が印刷をされていました。広告主の協賛により寄贈されたものだそうです。本町においても、A4版封筒に印刷する広告主を募ることで、広告主のイメージアップ、認知度向上に行政としてお手伝いができるかもしれません。

そこで、町としての今後の展開について、所管である総務理事の所見を伺います。

○議長（藤野菊信君） 教育長。

教育長（大川伸介君） 登壇

○教育長（大川伸介君） お答えします。

県教育委員会ではチーム担任制を推進しており、今年度より県内小・中学校に試行的に導入いたしました。

チーム担任制の主な目的は、教員の負担軽減と児童・生徒へのきめ細やかな指導の実現です。複数の教員が協力して学級を運営することで、1人の担任への負担を分散し、心理的な負担の軽減を図ります。また、児童・生徒にとっては複数の教員に相談しやすくなるとともに、得意分野を生かした専門的な指導を受けられるため、学力向上や安心感の醸成、より多様な児童・生徒への対応力の向上が期待されます。

町内の小・中学校で、今年度、チーム担任制を導入している学校は7校で、その形態は学校の実情に応じて様々です。例えば、1学級を2人の教員で担当したり、3学級を5人の教員によるローテーションで対応したり、一部の学年に導入したり、担任がこれまで担当していた教科をほかの教員が受け持つケースもあります。児童・生徒の立場から考えると、様々な教員との出会いにより多様な価値観に触れる機会が増えることや、自分に合った相談相手を見つけやすくなるといったメリットがあります。

一方で、指導の一貫性や担任の明確さに課題が生じ、相談しづらくなる場合も考えられます。教員の立場からは、従来は1人の学級担任が中心となりクラスの課題解決に取り組んでいましたが、チーム担任制の導入により、複数の教員が共通の課題として認識し、協働の意識が高まることや、児童・生徒を多角的に見守ることが可能となるなどのメリットがあります。

一方で、情報共有のための時間の確保や不十分な連携により対応に差が生じ、児童・生徒に混乱をもたらす可能性も考えられます。保護者の立場からは、複数の教員が児童・生徒を見守ることで、ささいなことも見逃されにくくなり多面的な理解が深まることで安心感につながると考えられます。

一方で、複数の教員が関わることで、問題発生時に責任の所在が曖昧になることへの懸念や問題の先送りといった課題も考えられます。

町としては、チーム担任制は児童・生徒の細かな変化を捉えやすく、きめ細やか

な指導が可能となり、教科指導や学級運営の充実を図ることができる制度と考えております。また、1人の担任に負担が集中することを防ぎ、教員が安心して休暇を取得できる環境整備を進めることで、教員の働き方改革の推進にも資する制度であると認識しております。

今後は、町内で既に実施している学校や他市町の実践成果と課題を検証し、各学校の実態や要望に応じた支援を行ってまいります。

次に、クマ対策についてお答えします。

文部科学省は、全国各地でクマの出没が相次いでいる状況を踏まえ、環境省作成のクマ類の出没対応マニュアルや各自治体の取組事例を参考に、学校や登下校時の児童・生徒の安全確保に向けた地域ごとの対策を検討するよう通知しております。

教育委員会としましては、農林水産課から受け取ったクマの出没情報を即座に一斉メール配信システム「Home & School」を活用して、町内小・中学校の教職員に周知するとともに、必要に応じて関係校と協議を行います。報告を受けた学校は、保護者に対し、クマ出没情報とともに学校の対応方針を伝え、安全確保に努めます。

具体的な対応策としては、徒歩通学地域では、保護者による自家用車での送迎や臨時休校の検討を行います。スクールバス通学地域では、保護者にバス乗り場までの付き添いを依頼します。いずれの場合も鯖江警察署、農林水産課、教育委員会が連携し、パトロールを強化しています。また、日中の屋外活動については、安全が確保できない場合は中止とするなどの対応を取ります。

今後も児童・生徒の安全を最優先に、引き続き安全指導の徹底や保護者への注意喚起を行い、関係機関と連携して迅速かつ適切な対応体制の構築に一層努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは、町で使用する封筒についてのご質問にお答えをいたします。

本町の封筒に広告を掲載することによる広告主のイメージアップ、認知度向上に対する事業についてですが、本町においても、平成28年に越前町広告掲載事業実施要綱を定め、町が発行する印刷物等や町のホームページ、土地、建物、車両等、その他広告媒体として活用できる所有資産に対しまして広告掲載の募集を行っております。

議員のご質問にありました徳島県高松市などでも広告掲載に係る要綱を定め、封筒などへの掲載を行っているそうです。業務自体は、市と契約を締結した広告代理店が行っており、契約代理店は、1年間の契約期間内で広告料を基に指定された規格で封筒を作成し、市役所に現物納品しているそうです。

本町では、平成28年当時、税務課における納税通知書送付用封筒に町内金融機関3者から広告掲載の応募があり15万円の広告収入がありましたが、平成31年には2者に減少し、令和2年以降は、広告掲載の応募数はゼロとなっております。現在は、町封筒などの印刷物等への広告の掲載はなく、町のホームページに1者、1枠の広告を掲載しているのみとなっておりますのが現状です。町の所有する様々な発行物や資産を活用して、広告収入など新たな財源を確保することは非常に重要なことです。

また、議員のお話にもありましたとおり、町の発行物や財産を活用することによ

って、町内の事業所など広告主のイメージアップや認知度向上の一助となることも大切なことだと考えております。お話がありました高松市の事例なども参考にするとともに、町内の事業者などに対する広告掲載の周知方法等を再度検証し、例えば、個別に案内するなど募集方法の強化、充実に今後努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 木村 繁君。

○14番（木村 繁君） 丁寧なご答弁をいただきました。

最初の、このチーム担任制、教育長のほうからご答弁をいただいたわけですが、いろいろ答弁をお聞きしますと、長所・短所、いわゆるメリット・デメリット等があるかと思いますが、このことは最後にご答弁いただいた、今よく言われます、先生方教員の働き方改革の推進にも資する制度であると認識をしているという教育長の答弁をいただきましたが、まさにこのチーム担任制、先生方の普段の業務の軽減、いわゆる先生方の環境整備に少しでも役に立つ制度かなと私自身も思いますので、今後いろいろ検討をされて、町の教育委員会としてぜひ進めるところは進めていただき、デメリットがあるところは改めるなり、いろいろ考えながらチーム担任制、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

それに、2番目のクマ対策、学校におけるクマ対策については、これもご答弁いただきましたが、メール配信システム「Home & School」、私、勉強不足で申し訳ないんですけども初めてお聞きをしましたので、ぜひともこのメール配信を使いながら子どもたち、生徒の安全が最優先です。事があってからでは遅いんです。あくまでも児童・生徒の安全最優先でクマに対して気をつけていただくよう、今後とも教育委員会として責任を持ってクマ対策をお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後の町内の事業所などの広告掲載ということですが、今、私の手元に、この高松市役所の封筒があります。その裏側に、事業所であったり企業であったり、あるいは一般の会社であったり、そういった方々の広告を裏側に印刷をしてあります。小さいことかもしれませんが、されどこういった取組は、非常に町と企業のコラボという観点から考えますと重要なことかなと個人的には思いますので、先ほど総務理事からご答弁があったとおり、この企業、事業主等の広告等については再度検討をしていただいて、強化、充実に努めていただきたいというふうに切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、木村 繁君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時より本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、13番、笠原秀樹君。

### 13番（笠原秀樹君）登壇

○13番（笠原秀樹君） 最後になりました。質問をいたします。

10月4日、国民スポーツ大会、滋賀国体、ホッケー競技、青年男子、少年男子、少年女子、準決勝、決勝3試合が行われました。私もスポーツ協会の会長として応援に駆けつけました。息子に乗せて行っていただきました。その当日は大変な雨と風で、大変なコンディションの悪い中でしたが選手の皆さん、懸命な試合をしていただきました。ちょうど高松議員も応援に見えておられました。激励会で応援した仲ですので、当然町長も応援に来ておられるだろうと2人で探しましたが、見当たりませんでした。

結果報告会、いつもなら私もスポーツ協会の代表として呼ばれたんですが、トップが変わったんでしょう。今回は新聞で分かりました。そのときの言葉に、あなたの方の、皆さんの気迫あふれるプレイが町民の皆さんに勇気と希望を与えたと新聞には書いてありましたが、そんな事務局が書いた言葉よりも、私も皆さんと同じ、あの雨風の寒い中のスタンドで一生懸命応援してきましたと、そういう言葉のほうがよほど選手の皆さんに伝わったんじゃないかなと私は思います。

10月18日、スポーツ少年団ホッケー大会、同じヴェルコスタ福井、工大福井の日本リーグの試合が行われました。町長が観戦していたかどうかは分かりませんが、観衆は何人だったと思いますか。選手の皆さんがかわいそうだと思います。こんなだったら、道の駅の近くで観光連盟がイベントをやっているんですよ。これでは選手も入りにくいかなと、応援する人が入りにくいかなという思いもいたしました。

10月25、26日、中学生11人制全国大会、ホッケー大会2日目、福井男子はベスト4をかけた戦いでした。これも雨の中、町営ホッケー場の山側です。私も試合前から1時間半、傘を差して立ちん坊で関係者の方と一緒に応援してきました。町長の姿を探しましたが、ありませんでした。これは、ベスト8とベスト4で終わるのでは来年の大会に向けて大きな差があるんだと関係者の方はおっしゃっていただけに残念です。青柳町長とは違いまして雲泥の差がある、将来のスポーツに対して、越前町のスポーツに対して不安を覚えた次第でございます。

質問に入ります。

1番と2番を入れ替えまして、先に2番のほうからやらせていただきたいと思えます。

最初に、空き家対策、その中でも放置空き家についてお尋ねをいたします。

福井県、ある調査機関の調査によりますと、福井県の空き家ランキングトップ10の中に越前町、5番目で入っています。1番は小浜市から10番が鯖江市、町がつく中で、越前町だけが今5番目に入っているんですが、そこで、放置空き家について伺いをいたしますが、今、4地区の状況はどうなっているのかお答えをいただきます。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） 建設理事、原です。

それでは、笠原議員のご質問にお答えをいたします。

放置空き家とは、賃貸や売却、別荘など二次的利用ができる空き家を除き、長期にわたり使われていない空き家を指しまして、一般的に広く使われている言葉でございます。

議員ご指摘の数値は、総務省の令和5年住宅土地統計調査における本町の住宅総

数6,920戸、そのうち空き家1,050戸、率にして15.17%という結果を引用されたものと思います。この調査は、全数調査ではなく抽出調査で、福井県全体で2万2,000戸、うち本町では1,517戸を対象に実施し、県全体の結果からそれぞれの市町の空き家数などを試算した推計値で、実数とは一致していません。

現在、町が把握しています直近の空き家数を申し上げますと、朝日地区が181件、宮崎地区59件、越前地区441件、織田地区129件、町全体で810件、空き家率は11.71%で、空き家の半数以上が越前地区にある状況でございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 恐らくこれ、誰もが好き勝手に空き家にするのではないと僕は思いますが、やっぱりそれぞれ原因があると思われそうですが、原因は何だと思われませんか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） それでは、お答えいたします。

空き家となる原因は幾つか考えられます。

これまでの空き家相談や問合せなどから原因を整理しますと、1点目は、所有者の死亡や施設入所、少子化や都市部への人口集中などによる後継者の不在など、少子高齢化と人口減少です。

2点目は相続問題で、相続人が複数いる場合、利活用や処分の合意形成が難航したり、遠隔地からの管理の困難さから空き家となる場合もございます。また、解体費用が高額であることや、固定資産税における住宅用地の特例が適用されることから、何もせず放置している場合もあります。

これらの背景には、核家族化、新築住宅の購入傾向などの社会構造が大きく影響していると考えられます。

以上となります。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 核家族化、同じ敷地が広いところで、その敷地の中に若い人たちが家を建てると、そういうようなことがあって、今度は逆に元の家が空き家になるとか、そういうのなんだと思いますが、その中で、最もやっぱり深刻化していると思われる放置空き家については、その物件の4地区でそれぞれの戸数はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） お答えいたします。

町では、放置空き家の数を把握はしていませんが、法律に規定する特定空き家等及び管理不全空き家等に、老朽度判定表のうち、かなり修繕が必要なC判定、腐食して危険なD判定に該当する空き家を合わせた数が近似すると考えられます。

それらの数値を申し上げますと、現在、本町には特定空き家等に認定された空き家が朝日地区に3件、宮崎地区1件、越前地区4件、織田地区1件の9件。管理不全空き家等に認定された空き家はございません。

また、空き家総数810件のうちC、D判定は、朝日地区43件、宮崎地区18件、越前地区96件、織田地区31件の188件でございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 県下では放置空き家と言われる、その高いのが越前町で、放置空き家とは賃貸、また売却及び二次的住宅を除くもので、本町は13.58%、現在はもっと増加しているかもしれませんが、今後もさらに増えていくと思われませんが、これに対して町長、最後にどう思われますか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） まず、議員の冒頭のご発言の中に、事実と異なる認識や独自の見解が含まれていると考えられますが、これを議論する場ではございませんので、それは個別のコメントについては差し控えます。ご質問のみお答えさせていただきます。

空き家は、人口減少や少子高齢化に伴い全国的に増加傾向にあり、治安や防犯面で地域全体に様々な影響を及ぼし、社会問題となっています。

一方、空き家は所有者の財産であることから、憲法で規定する財産権や民法で規定する所有権に基づき、その所有者の責任において自主的に管理することが原則です。

そのような中、空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の所有者等は周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるよう規定されています。

本町では、平成28年1月から越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例を施行し、越前町空き家等対策計画に基づき、空き家の発生予防や適正な維持管理、利用促進や解体の促進に取り組んでまいりました。老朽危険空き家や適正管理されていない空き家について地域の皆様からご相談があった場合には、法律等に基づき、町において、相続人など空き家の適正な管理義務者を特定するなど調査を尽くし、的確な指導、助言をすることで空き家の適正な管理実施につなげております。

また、将来において利活用の見込みがなく、家屋の倒壊や火災等により周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある空き家に対しては、除却に要する経費の一部を補助し空き家の解消を進めており、これまでに80軒が所有者等によって取り壊されました。

このほか、活用できる空き家につきましては、平成18年度から空き家情報バンク制度を導入し、空き家の賃貸や売却を希望する所有者から申出のあった情報を本町のホームページなどで情報発信を行っております。これまでに空き家情報バンクには、延べ146軒の登録があり、そのうち92軒が成約し、移住者の住居としてはもとより、町民の転居などに活用されています。

本町における空き家の課題といたしましては、活用が可能な空き家であっても所有者の意向が決まらず、使用目的がないまま放置されている物件が数多くあることです。このため、本町では、空き家無料相談会や空き家セミナーを開催し、空き家を放置しておくことのデメリットなどの周知に努めており、売る、貸す、壊すといった空き家の処遇も早期に促す取組を広めているところです。

また、来年4月には地域団体等が主体となった空き家対策の体制を構築するため、空き家に精通する事業者をアドバイザーとして派遣する県の空き家流通アドバイザー事業を活用し、越前地域コミュニティ運営委員会と連携した空き家マッチングツアーが町内で初めて企画されております。

いずれにいたしましても、このような取組を通し、空き家にしない、空き家を使う、空き家を壊すの3本柱で、所有者等が苦慮されている諸問題に対し有効な施策を検討し、行政だけでなく関係団体や民間団体、そして、地域の住民のご協力

をいただきながら実効性のある空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 今、一番感心したのは空き家にしない、そして空き家を使う、非常にこれは当然といえば当然ですが、これはぜひともひとつ、この気持ちを持って今後も取り組んでいただきたいのと、特に大分県佐賀関、先日大火がありました。170棟以上の家が焼失をいたしました。その中で4割が空き家だという報道がありました。空き家ですから中に何もないんですよ、あまり。だから燃えやすいんだという、いろんな条件もあったでしょうが、そういうことにならないとも限らないのが越前町にもあると思うんです。ですから、こういうことは絶対に起きてはなりませんので、それとまた、もしそれが、その空き家が隣の家に、今度壊れた場合に被害を与えるということがあつては、それもまたなりませんので、非常に大変だと思いますが、区長会等を通じて共に連携を密にさせていただいて、空き家にまずしないということを重点的に取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、町の税収状況についてお尋ねをいたします。

本町の財政状況、まず、現状はどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは、ご質問にお答えします。

越前町の一般会計の財政規模は、新型コロナウイルス感染症対策により大きく増加した令和2年度を除くと、約140億円規模で推移しておりましたが、令和6年度においては、人件費や普通建設費等が増加したことにより、約150億円規模となりました。

次に、実質単年度収支については、平成19年度から平成28年度までは黒字を維持してきたものの、平成29年度から令和2年度及び令和4年度においては赤字となり、また、令和5年度、令和6年度においては黒字を維持しております。

歳入については、自主財源である徴税収入は約21億円から約24億円で推移している中で、法人町民税においては約2億円で推移しておりましたが、景気の動向などにより大きく変動することから、令和5年度、令和6年度においては約1億円となっております。

歳入において大きな割合を占める普通交付税は、令和6年度は約50億円でしたが、平成26年度の合併算定替の縮減期間前と比較すると、約5億円の減少となっております。ふるさと納税寄附金については、近年、約9億円から15億円で推移しております。

次に、歳出についてですが、人件費は、令和5年度までは約20億円で推移しておりましたが、令和6年度においては約22億円となっております。また、扶助費は、少子高齢化等に伴う社会保障関係費の増大により年々増加し、令和6年度においては、10年間で1.3倍の約23億円となっており、公債費は、町債の計画的発行や繰上償還により平成19年度の約29億円をピークに減少し、令和6年度においては約14億円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 当然、町の行政を運営していくに当たって重要な財源であります。これは、どうしてもやはり納めていただくのが当たり前のことなんです、

そこで、税の滞納状況について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

それでは、ご質問にお答えします。

このたびの令和6年度決算における町税及び国民健康保険税の現年課税分と滞納繰越分を合わせました調定総額は、27億9,894万5,000円となりました。このうち、令和6年度中に納付されました額が26億836万6,000円、不納欠損として処分いたしました額が493万7,000円でございます。

調定総額から納付額と不納欠損額を差し引きました翌年度への滞納繰越額は、1億8,564万2,000円となりました。この滞納額のうち、納税者が死亡し、相続人が不存在となっているものや、法人が倒産や休止した後の継承先不明など、今後の納付や徴収が見込まれず不納欠損処理を予定している額が4,103万円でございます。

また、個別の納税相談によって分割納付の誓約を取り交わしている額が4,907万7,000円となっております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） はっきり申し上げまして、全てが税金を納めていただくのが当たり前なんです、それぞれやはり理由があつてのことだとは思いますが、それでは、4町村の合併以降、税金の不納欠損額は幾らになったのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

合併翌年度の平成17年度から令和6年度までにおいて処分いたしました不納欠損の総額を税目別で申し上げます。

まず、町民税は、個人町民税が2,030万8,000円、法人町民税が489万5,000円、固定資産税が7,260万9,000円、軽自動車税が171万6,000円で、一般会計分といたしまして、以上の4税目の合計で9,952万9,000円となっております。

次に、国民健康保険事業会計分として、国民健康保険税が2,571万2,000円で、一般会計と国保会計を合わせました全税目の不納欠損の総額は、1億2,524万2,000円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 20年ですか、合併して20年ですけども、その間に何と1億2,500万円。これ、少ない金額じゃないですよ。1億円といたら、今は物価が幾ら高いといえども、町民の皆さんに還元したらどれだけ喜ばれるか、物価高の中で。私はそう思いますが、もうどうしても返ってこないお金なんですよ。

次に問いますけれども、督促状、また、催告書の送付のほか、滞納を減らすためにどのような努力をされているのかお答えをいただきます。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

税金の滞納を減らすための対応につきましては、まず、各税の納期限後20日以内に督促状を発送いたします。また、口座振替の方が何らかの事情により口座からの引き落としができなかった場合には、督促状発送の約10日前に口座振替不能のお知らせを送付し、納付をお願いしております。督促状が到達しても、なお納付がなく未納となっている方には文書による催告を年に4回から5回送付しています。令和6年度においては、延べ2,232人に対して催告書を送付しております。

また、並行して、税務課窓口や電話によりまず納税相談を随時実施しており、納税者の生活状況や家計実態を伺い、即時納付が難しい方とは分割納付の誓約を取り交わし、未納金の解消に努めております。しかし、再三の催告に対し反応がない方や取り交わした納付誓約を守っていただけない方に対しましては、給与照会をはじめとした財産調査の予告書を発し、自主納付を促します。それでもなお納付や相談がない場合には、公平性の確保のため差押えを執行しております。令和6年度における差押えに伴う納付実績は、町税、保険税を合わせまして130件で、1,241万4,000円を徴収しています。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） これは督促状にしても催告書にしても、全部これ、ただじゃないんですよね。もちろん督促状が行って払っていただく人は、あれ100円かな、督促料。それを払ってもらえるなら払っていただけるんでしょうけれども、これをみんな郵便局がただで全部これも配達してくれるはずがない、これ、みんな町民の皆さんの税金ですよ。そこで、特にこの中で悪質だと思われるようなものがありましたら、どうなのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

特に悪質と思われる方の定義につきましては様々な解釈がございますが、例えば、滞納が長期にわたり、納付の資力があるにもかかわらず納付の意識が低い方や、町からの再三の催告や連絡に対し、何ら接触、相談をいただけない方がいらっしゃいます。

こういった方々への対応といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、財産の差押えによる強制徴収を行っております。財産差押えに当たっては、預金や給与、売掛金など、迅速な回収が可能で早期の滞納金縮減につながる財産を選定しているところでございます。

また、町での徴収が思うように進まない困難な案件につきましては、福井県地方税滞納整理機構に徴収を依頼し、共同による滞納整理に努めております。

令和6年度における福井県地方税滞納整理機構の実績としましては、本町から徴収を依頼した案件が56件、滞納額1,772万5,000円で、そのうち完納となったのが32件、納付の誓約に至ったのが9件、差押えによる処分中が6件で、収入額は770万3,000円でした。また、残りの9件につきましては、引き続き機構において納税交渉中となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 福井県地方税滞納整理機構、これ職員じゃないんですよね、越前町の。当然外部にお願いをしているんですけども、入ってきているお金も確

かに770万3,000円回収しましたとありますが、かえって反感を買う町民の皆さんも私はおられないとは思わないと思うんですね。

ですから、町の努力がさらに必要かと思いますが、ここで、旅館等の入湯税についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 会計理事。

○会計管理者（谷口浩之君） 会計理事、谷口です。

ご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、入湯税は宿泊施設等の経営者が特別徴収義務者となって、入湯客1人につき150円を徴収し、町へ申告・納付いただくものです。

令和6年度決算では、特別徴収義務者の21施設から入湯客11万8,350人分で、1,775万2,500円が納入されました。

入湯税におきましても、他の税目と同様に税の公平性確保に努めており、納期限までに申告がされない施設に対しましては申告勧奨の通知を行い、また、施設の協力の下で内部資料の実地検査を実施し、申告内容をチェックするなど適正な徴収に取り組んでおります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 入湯税は自主申告だと。これが隠れみのになっておるんじゃないかなと思うんですが、じゃ、自主申告しなければ、これは税金で納めなくていいんだということですよ、理事。これでは、やはり何らかの処置をしないと、このままずっといくのではおかしいと。まともに払っている人がばかを見てはなりませんので、この対策は適正な徴収にてお答えいただいておりますけれども、どこが適正でどこまでが適正にやれるのか、これがいつになったら、こういう取り組んで、こういう結果が出ましたという報告ができるのか、また次の機会にお伺いをしたいと思います。正直者がばかを見るのがあってはなりません。町の行政も、当然税収に見合った政治をするべきではないかと思いますが、町長にお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、議員のご質問にお答えします。

税金は行政運営の根幹をなす自主財源であり、大多数の町民の皆様には期限内にご納付いただいております。しかしながら、一部で滞納が生じていることも事実でございます。

町といたしましては、税負担の公平性を確保する観点から、引き続き適正かつ厳正に滞納整理を進め、自主財源の確保に努めてまいります。また、財政運営につきましては、住民福祉の向上や未来への投資に向けて有効な施策への展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 空き家対策と税収の状況をお尋ねをいたしましたが、町長の答弁は、空き家対策には非常に熱心に答弁をいただいておりますが、税収の件に関しては異常に短く収められておりますので、理事との打合せのときに総括として町長にはこんなことをお尋ねしますというお約束をしておりますので、残された時間にお尋ねをしていきたいと思っております。

特に滞納問題。これは、ずっと合併前から、旧町村のときからの問題を引きずって今日まで来ている案件が幾つかあると私は思います。ですから、まだ今月はこ

れだけで頼みますと、そうやって納められる人はすばらしい、いいほうなんですよ。なぜかという、根本的に解決していない問題があるから。

例えば、入湯税につきましても、旧町のと時からずっと引き続きこんなことをやるなら俺はもうやめたと、払わんとくわと。これは悪質と言われるかどうかは分かりませんが、払わない方の中にも行政がそんなになりや、じゃ、俺らもこうするわという人がいるはずなんですよ。これ町長ずっと今は、町長は4月になったから分からないのがあるかもしれませんが、何かあったら、じゃ、裁判にかけて解決しようとかというんじゃなしに、だから、本当にその人の身になって真剣に今まで取り組んでこられたのかなと、問題解決のために。理事、どう思われますか。じゃ、町長お願いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 笠原議員のご質問にお答えします。

今ほどの笠原議員のご質問の内容を今ちょっと整理させていただきますと、滞納問題があるのは解決していない問題があるから、そういった行政に対しての不満などによる、そういったものを解消していないから支払わないということが一つある。だから解消していかなければならないのではないかという内容だったと思います。

まずもって、明確に申し上げなければならぬことがあります。それは、行政への不満と納税の義務は完全に切り離して議論すべき問題であると私は考えております。納税は、日本国憲法でも定められた国民の義務でございます。これは、行政サービスに満足だから支払う、不満だから支払わないといったものではなく、社会を維持するための法的義務でございます。

もし議員がおっしゃるように、不満があるからという理由で個別に町長が介入してしまうということがあれば、行政に不満があれば納税しなくてもよい、あるいは納税しないことで町長を動かせるという誤ったメッセージを発することにもなりかねません。何よりもそのような対応を取ることは、義務として誠実に納税されている大多数の町民の皆様の納得を決して得られるものではなく、税負担の公平性を著しく欠くことになると考えます。

したがって、行政における懸案事項につきましては、組織として個別具体的な事案ごとに適切に対応してまいります。繰り返しになりますが、議員は町に対して不満があるから税金を払わないということもあるのではないかと、そうであるならば、町長としてその不満を解消しなければならないという趣旨のことをおっしゃってございました。しかしながら、税金を払わないという違法状態をあたかも不満を訴えるための正当な手段であるかのような議論にくみすることは私はできないというのが私の見解でございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 当人にしてみれば、やはり自分の思いとは違うし、現実も違うということが決してないとは言えない、そう思います。やはり真摯に向かい合ってこれを解決していかなければ、時代が変われば変わるでしょうというようなことを言っているようでは、これは何年たってもずっと100歳までその人が生きていたら変わらないということになってしまいますので、やはり少しでも自主財源を増やすと、これが大事なことだと思いますので、これは町長、やっぱりその方々と真摯に向き合って、当然解決に向けていくべきだと私は思います。

町長は、議員時代から理事者に対して税収について非常に厳しく追及してこれら

ました。私も議員として一緒に過ごした仲ですので、よく分かっております。ですから、決して法律がこうだからということではなしに、町長という立場は、あの人は町の税収の責任者、ただ指示するだけで、もう責任かもしれません、今やっぱり滞納、これはもう5年、6年、非常に悪化の一途をたどってきています。これに対して、税収徴収状況を今どのように、町長、本当にどのように受け止めておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時46分

○議長（藤野菊信君） それでは、会議を続けます。

先ほどの質問に対しての総括の答弁をよろしく願いいたします。

町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えします。

近年の経済状況の変化などにより、税収の徴収の変化があるのが、今事実でございます。また、そういった徴収率の変化に応じ、適切に滞納整理を進めてまいりますので、ご理解と、またご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） それだけの答弁が精いっぱいかなとは思いますが、町長はある会合で、町民の皆さんの中の質問に、越前町は滞納者に優しい町なんだと。町長、私、嘘ついているんじゃないから。嘘ついているんじゃないですよ。滞納者に優しい町だと。こんな町長で大丈夫なんですか。尋ねたことがありましたので、本当かどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 初めてその話を聞きました。そのような事実はございません。もし何か録音でも何でもあるようでしたら、ご提出していただければと思います。滞納者に優しいなどと言った、発言した覚えは全く身に覚えはございませんので、また、その出どころをお示ししていただければと思います。また、事実と異なるようなことをあまりにも発言されるということはいかかなものかという感想はございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） 事実と異なる、間違いないですね。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 滞納者に優しいという発言をした覚えはございません。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○13番（笠原秀樹君） まだ若いんですから、まさか忘れたのではないかと、私はそんなことではないかと思いますが、私もいい加減な質問をしているつもりはありません。これだけははっきり申し上げておきます。

次にいきます。

越前町の現在の財政状況の中で、私、何回もこの場で質問をしてきていますが、不交付団体、高浜、美山、おおい、その町の町長の給料よりも越前町の町長は高く、働く職員の給料は県下最下位に近い状況にあります。これは、町長としてそれでいいんだと思っておられるかをお尋ねいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○13番（笠原秀樹君） 町長に聞いているんですよ。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） 総務理事、山口です。

今の笠原議員の職員の給料に関してだけお答えをいたします。

本町の給料、職員の給料に関しては、これは平均の年齢の平均額ですけれども、県内17市町で12番目の額と、給料の額としては12番目ということとなっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） これからは通告書にないことばかりですので、答弁のできないことがありますのでよろしくお願いいたします。

○13番（笠原秀樹君） それでは、もう時間もありませんので、まだまだお聞きしたいことがあります。これから町長にお願いをしたいのは、高市総理大臣は、働いて働いて働いて働いて働いてまいりますと発言をされました。町長も、職員に納税に対してもっとしっかりと徴収するよという指示だけではなしに、自らが職員と一緒に行動されて、そして、3か月に一度か、その間隔でも結構ですので、議会に対して、私がこう働いてお願いをして、こういうふうに解決をしてきましたと、そういう報告をしていただくことを強く要望をしまして、質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、笠原秀樹君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、明日は午前10時から全員協議会を開催いたしますので、定刻までに全員協議会室にお集まりください。よろしくお願いいたします。

散会 午前11時53分